

2021 年に NISA 口座で購入※¹ されたお客様へ

非課税期間終了時の課税口座への移管について

現在、NISA 口座で保有する上場株式や公募株式投資信託等で、2021 年に NISA 口座で購入※¹ されたものは、2025 年 12 月末に非課税期間が終了し、2025 年の最終営業日の時価で課税口座※² へ移管されます。また、移管後に支払われた配当等は課税※³ されます。

※¹ 2021 年の NISA 枠へロールオーバーした上場株式等を含みます。

※² 特定口座を開設済のお客様＝特定口座、特定口座未開設のお客様＝一般口座

※³ 投資信託の分配金は、個別元本をもとに課税されます。

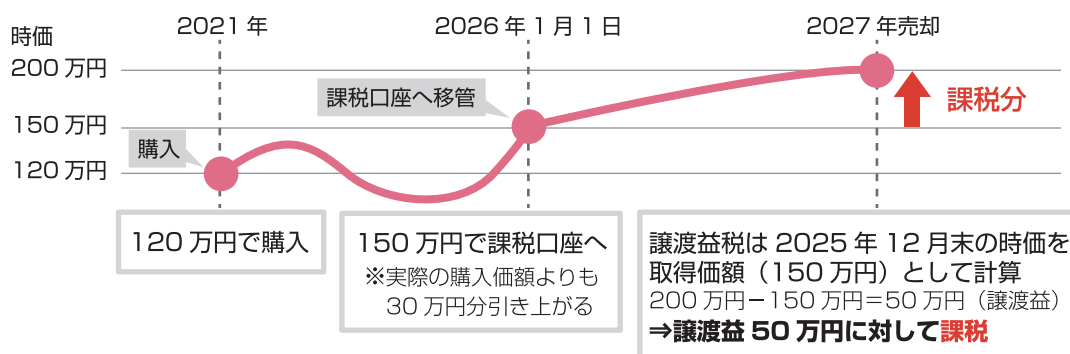
なお、2024 年から始まった新しい NISA への**ロールオーバー(新しい NISA への移管)**は**制度上できません**。

※ 2025 年末の非課税期間内に売却された場合は課税されません。売却されなかった場合は、自動で課税口座へ移管されますのでお手続きは不要です。

「課税口座」へ移管する際の取得価額について

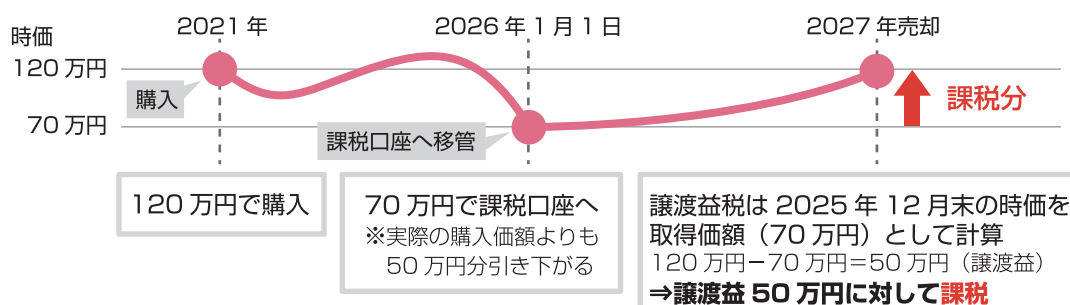
2025 年 12 月末の時価が課税口座における取得価額となり、譲渡時には取得価額をもとに利益に対して課税されます。(損益通算等ができます)

例 120 万円で購入した株式を、150 万円で課税口座へ移管後、200 万円で売却



課税口座へ移管した時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ移管した時の時価との差額が譲渡益となり課税されます。

例 120 万円で購入した株式を、70 万円で課税口座へ移管後、120 万円で売却



課税口座内で同一銘柄を保有している場合の取得価額は、課税口座内で現在保有している上場株式等の取得価額とともに再計算されます。

非課税期間終了時の継続管理勘定または課税口座への移管について

現在、ジュニア NISA 口座で保有する上場株式等で、2021 年にジュニア NISA 口座で購入※¹ されたものは、2025 年 12 月末に非課税期間が終了します。

2025 年末の非課税期間内に売却された場合は、課税されません。売却されなかった場合は、お客様の生年月日により自動で継続管理勘定※²または課税口座※³へ移管されます。

※¹ 2021 年の NISA 枠へロールオーバーした上場株式等を含みます。

※² 継続管理勘定とは、非課税期間が終了した後も 1 月 1 日時点で 18 歳になる前年 12 月末まで非課税で保有するための勘定のことです。
継続管理勘定では、売却は可能ですが 新規の買付はできません。

※³ 特定口座を開設済のお客様＝特定口座、特定口座未開設のお客様＝一般口座

2008 年 1 月 3 日以降にお生まれの方

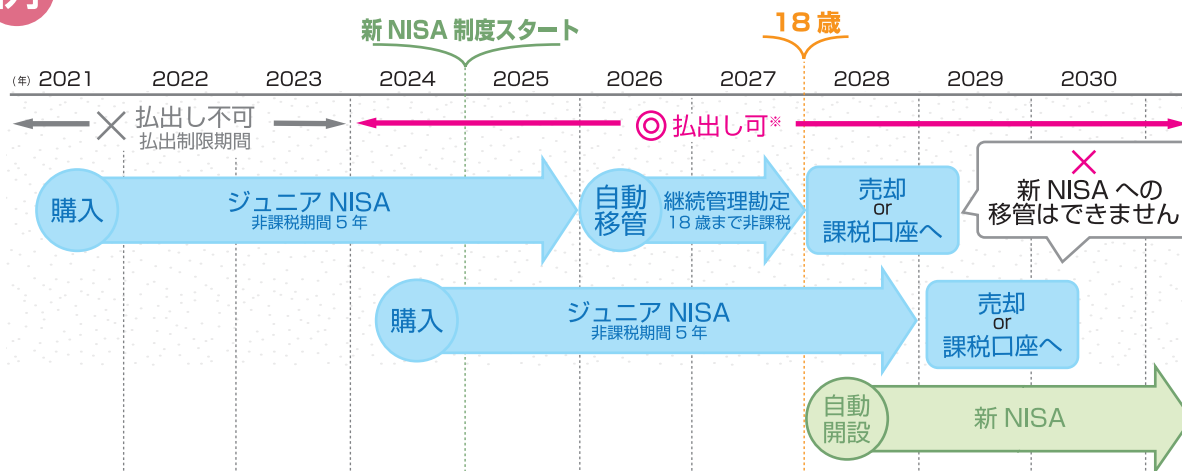
お手続きの必要はありません。継続管理勘定へ移管され 18 歳※⁴ になるまで非課税で保有できます。

- ・ 2026 年 1 月 1 日現在の時価（1 月 1 日現在の時価が存在しない場合は、年末の最終営業日の終値）で継続管理勘定へ移管されます。
- ・ 移管時の時価が 80 万円を超えていても、そのすべてを移管できます。
- ・ 継続管理勘定に移管された上場株式等は、お客様が成人を迎えた年の年末に課税口座へ移管※⁵ されます。
その年の年末までに売却することも選択肢の一つです。
- ・ 課税口座へ移管後に支払われた配当等は課税されます。

※⁴ 1 月 1 日で 18 歳である年の前年 12 月 31 日まで非課税で保有し続けることができます。

※⁵ 特定口座を開設済のお客様は特定口座へ、特定口座未開設のお客様は一般口座へ移管されます。

例 2028 年 1 月 1 日時点で 18 歳（2009 年 1 月 3 日～2010 年 1 月 2 日生まれ）の場合



※ 2024 年以降ジュニア NISA 制度では、払出制限が緩和されました。払出しや預り金の出金を行う場合、ジュニア NISA で保有している上場株式等はすべて払出す必要があります。また、払出後ジュニア NISA 口座は廃止されます。

2007 年 1 月 3 日～2008 年 1 月 2 日にお生まれの方

**お手続きの必要はありません。課税口座に移管されます。
また、新しい NISA が自動開設されます。**

- ・ 2021 年にジュニア NISA 口座で購入された上場株式等※¹ は、2025 年の最終営業日の時価で課税口座に移管されます（詳細については、裏面「課税口座」へ移管する際の取得価額について）をご確認ください。
- ・ 課税口座へ移管後に支払われた配当等は課税されます。（投資信託の分配金は、個別元本をもとに課税されます。）
- ・ 2024 年から始まった新しい NISA へのロールオーバー（新しい NISA への移管）は制度上できません。